

# — 申告書は自分で書いて早めに提出しましょう —

## 所得税・住民税の申告期間は、 2月16日～3月15日です

申告は、所得証明書及び納税証明書などの基礎となる大切なものです。

**忘れずに正しい申告をしてください。**

なお、各地区により、申告していただく日程が違いますので、**表1 申告相談日程表**をご覧ください。申告相談を受けてください(※下谷、三吉、小形山及び大原地区は、昨年までと会場が変更となっております)。

### 申告をしていただく方

平成十三年一月一日現在、市内に住所のある方、または、市内に居住している方で、次に該当する方。

- ① 事業所得(営業・農業・その他の事業)、配当所得、不動産所得、利子所得及び雑所得のあった方
- ② 給与のほかに所得のある方や、給与を二方以上から受けている方
- ③ 給与所得のみの方で次に該当する方
  - イ 勤務先から給与支払報告書の提出を受けていない方
  - ロ 医療費控除を受けられない方
- ④ 平成十二年中に退職した方
- ⑤ どなたの扶養にもなっていない方

⑥ 所得がない世帯であっても、どなたかが必ず申告してください(この場合、お電話でも結構です)

### 申告のときにお持ちいただくもの

- ◆ 印鑑・ハガキ(相談日を通知したハガキ)
- ◆ ご案内のハガキが届かなくても申告義務があると思われる方は、申告相談日程表をご覧のうえ最寄りの申告会場へおいでください。
- ◆ 平成十二年中の所得がわかるもの
  - ① 給与所得者は、給与支払明細書または事業主の証明書(働いた日数・日給・年間所得額)
  - ② 営業所得者・不動産所得者は、収支のわかる帳簿など

**表1 平成13年度所得税・住民税申告相談日程表**  
(時間 午前9時30分～午後4時)

地区	申告会場	期 日	申告対象地区
盛 里	盛里地域コミュニティセンター	2月16日(金)	盛里地区全域
宝	宝地域コミュニティセンター	19日(月)	金井・中津森・厚原・平栗・加畑
全地区	市役所大会議室	20日(火)	税務署出張相談(市内全域)
宝	宝地域コミュニティセンター	21日(水)	下大幡・上大幡・高畑
禾 生	田野倉公民館	22日(木)	田野倉全域
	禾生地域コミュニティセンター	23日(金)	四日市場・月見ヶ丘・川茂・小形山・大原
東 桂	東桂地域コミュニティセンター	26日(月)	古川渡・井倉
		27日(火)	鹿留(宮下・沖・古渡)
下谷・三吉	いきいきプラザ都留	28日(水)	十日市場・蒼竜峡団地・境
		3月1日(木)	桂町・上夏狩・下夏狩
開 地	大津集会所	2日(金)	下谷1~4・下谷・玉川・引の田・戸沢
		5日(月)	法能・宮原・住吉
上 谷	市役所税務課	6日(火)	開地地区全域
		7日(水)	田原1~4・川棚
中谷・下谷	市役所税務課	8日(木)	上谷1~6・上谷
		9日(金)	中央1~4・つる1~2
全地区	市役所税務課	12日(月)	つる3~5・羽根子
		13日(火) 14日(水) 15日(木)	市内全域 (指定日に申告をしていない方)

- ③ 生命保険料・個人年金保険料・損害保険料などの支払証明書
  - ④ 医療費の領収書、保険金などで補てんされた金額がわかるもの。なお、医療費については必ず明細を作成しておいてください
  - ⑤ 学生は、学生証明書が在学証明書
  - ⑥ 還付申告の方は、本人名義の口座番号の控え
- 問合せ先 税務課 市民税担当

**◎ 所得税**  
**税理士無料相談**

日 時 2月20日(火)  
午前10時～午後3時

場 所 市役所3階  
大会議室

◆ 相談においてになる時は、収入・経費のわかるものをお持ちください。

消費税及び地方消費税(個人事業者)の納期限は4月2日(月)です

